

災害時等における物資の供給に関する協定書

外ヶ浜町（以下「甲」という。）と株式会社丸大サクラキ薬局（以下「乙」という。）とは、外ヶ浜町内における地震、風水害等の災害発生時もしくは発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において第4条（物資の種類）に掲げる生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、外ヶ浜町内において災害時等の発生に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（災害時等の認定）
第2条 災害時等の認定は、甲が行う。

（物資の確保）
第3条 甲は、災害時等において、緊急に物資等を調達する必要があると認めたときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

3 供給数量について、甲の要請に応じ難いときは、乙の申出によるものとする。

（物資の種類）
第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1） 食料品
（2） 飲料水
（3） 医薬品
（4） 衛生材料
（5） 日用品
（6） その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請方法）
第5条 甲は、乙に協力を要請する場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の取引）
第6条 物資の取引場所は、甲、乙協議の上、定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する納品書等により確認の上、物資を引き取るものとする。

2 甲は必要に応じて乙に対し、物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）
第7条 乙が甲に供給した物資の代金及び甲、乙協議の上、必要と認めるその他の経費（以下「物資の代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害時等の発生時直前における適正な価格とする。

（経費の請求及び支払）
第8条 乙は、物資の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（傷害死亡等補償）
第9条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

（損害負担）
第10条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（情報交換及び提供）
第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から物価及び需給の動向、外ヶ浜町内の各店舗状況その他必要な事項について調査等に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）
第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては管理本部長とする。

（調査票の提出）
第13条 乙は、この協定の締結後、毎年4月に甲の請求に基づき、災害時応援に関する調査票（様式第2号）を提出するものとする。

（有効期間）
第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからでも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）
第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 9月 2日

甲 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44番地2

外ヶ浜町長 山崎結子

乙 青森県青森市三内字玉作2番地75

株式会社丸大サクラキ薬局
代表取締役社長 今寿